

令和6年 議案第3号

みよし市学校運営協議会規則について
上記の議案を提出する。

令和6年2月15日提出

みよし市教育委員会

教育長 増 岡 潤一郎

説 明

この案を提出するのは、学校運営協議会の設置に関し必要な事項を定める必要があるからである。

みよし市学校運営協議会規則

【趣 旨】 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会の設置等に関し必要な事項を定める。

【内 容】 1 設置（第2条関係）
みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、みよし市立学校設置条例別表に規定する学校ごとに、協議会を置くものとする。

2 協議会の役割（第3条関係）
協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。
(1) 協議会が設置される学校（以下「対象学校」という。）の運営に関すること。
(2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
(3) 児童生徒の健全育成に関すること。

3 対象学校の運営等に関する意見の申出（第5条関係）
(1) 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。
(2) 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べることができる。

4 委員（第7条関係）
(1) 協議会は、委員15人以内で組織する。
(2) 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

- ア 地域住民
- イ 保護者
- ウ 対象学校の運営に資する活動を行う者
- エ 学識経験を有する者
- オ アからエまでに掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

5 委員の任期（第8条関係）
委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

6 研修（第14条関係）
教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

【施行期日】 令和6年4月1日

みよし市学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第47条の5の規定に基づき、学校運営協議会（以下「協議会」という。）の設置等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 みよし市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、みよし市立学校設置条例（昭和39年三好町条例第11号）別表に規定する学校ごとに、協議会を置くものとする。

(協議会の役割)

第3条 協議会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) 協議会が設置される学校（以下「対象学校」という。）の運営に関すること。
- (2) 対象学校の運営への必要な支援に関すること。
- (3) 児童生徒の健全育成に関すること。

2 協議会は、協議の結果について、対象学校の所在する地域の住民（以下「地域住民」という。）、対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者（以下「保護者」という。）、対象学校の運営に資する活動を行う者その他の関係者（以下「地域住民等」という。）の理解を促し、主体的な参画並びに支援及び協力を得られるようにするため、地域住民等に協議の結果に関する情報を積極的に提供するよう努めるものとする。

(対象学校の運営に関する基本的な方針の承認)

第4条 対象学校の校長（以下「校長」という。）は、教育課程の編成及び学校経営に関する全体構想について、毎年度基本的な方針を作成し、協議会の承認を得るものとする。

2 校長は、前項の規定により承認された基本的な方針に従って学校運営を行うこととする。

(対象学校の運営等に関する意見の申出)

第5条 協議会は、対象学校の運営に関する事項について、教育委員会又は校長に対して、意見を述べることができる。

2 協議会は、対象学校の職員の採用その他の任用に関する事項（特定の職員に関するものを除く。）について、教育委員会に対して意見を述べるができる。

3 協議会は、前2項の規定により教育委員会に対して意見を述べるときは、あらかじめ、

校長の意見を聴取するものとする。

(対象学校の運営等に関する評価)

第6条 協議会は、毎年度1回以上、対象学校の運営状況等について評価を行うものとする。

(委員)

第7条 協議会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が任命する。

(1) 地域住民

(2) 保護者

(3) 対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) 学識経験を有する者

(5) 前4号に掲げる者のほか、教育委員会が適当と認める者

2 教育委員会は、校長から申出があったときは、前項の委員の任命について、当該校長から意見を聴取するものとする。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は、任命された日から当該日の属する年度の末日までとし、再任を妨げない。

2 任期途中の委員の交代等に伴う後任委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員の解任)

第9条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、委員を解任することができる。

(1) 委員から辞任の申出があったとき。

(2) 心身の故障のため職務を遂行することができないとき。

(3) 次条の規定に違反したとき。

2 教育委員会は、委員を解任する場合は、当該委員に対して文書等により理由を示さなければならない。

(委員の守秘義務等)

第10条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

2 前項に定めるもののほか、委員は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 委員としてふさわしくない行為をすること。
- (2) 委員としての地位を営利行為、政治活動、宗教的活動等に不当に利用すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、協議会又は対象学校の適正な運営に著しい支障を及ぼす言動をすること。

(会長及び副会長)

第11条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議の運営)

第12条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、校長に対し、報告、説明その他必要な協力を求めることができる。
- 5 校長は、会議に出席し、意見を述べることができる。
- 6 協議会は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(会議の公開)

第13条 会議は、公開とする。ただし、特に必要と認めるときは、協議会に諮った上で非公開とすることができる。

- 2 会議を傍聴しようとする者は、あらかじめ会長に申し出なければならない。
- 3 傍聴人は、会議の進行を妨げる行為をしてはならない。

(研修)

第14条 教育委員会は、委員に対して、協議会の役割及び責任並びに委員の役割、責任等について正しい理解を得るため、必要な研修等を行うものとする。

(協議会の適正な運営を確保するために必要な措置)

第15条 教育委員会は、協議会の運営状況についての的確な把握を行うとともに、必要に応じて指導及び助言を行うものとする。

- 2 教育委員会は、協議会の運営が適正を欠くことにより、対象学校の運営に現に支障が生じ、又は生じるおそれがあると認められる場合においては、当該協議会の適正な運営を確保するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 教育委員会及び校長は、協議会が適切な合意形成を行うことができるよう必要な情報の提供に努めなければならない。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。